平成２９年（フ）第１０１２号
神戸市須磨区大池町５丁目５番３―204号
債務者　大塚　友美
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３０号
神戸市垂水区神陵台１丁目１番17―672号
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７０号
神戸市須磨区東落合１丁目３番169―406号
債務者　松本美智子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７８号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　６号棟206号、従前の住所神戸市須磨区横尾１丁目12番地の１　16号棟908号
債務者　田中　美穂（旧姓凪）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７９号
神戸市北区甲栄台４丁目７番51―21号
債務者　新里　　伸
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８３号
神戸市垂水区大町１丁目２番17―301号
債務者　高原　崇弘（旧姓畠）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０５号
神戸市須磨区磯馴町２丁目３番11号　磯馴ハイツ205号、従前の住所神戸市長田区野田町４丁目１番18号
債務者　席定　健治
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０９号
神戸市兵庫区大開通８丁目２番１―416号
債務者　安井喜代治
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０８５号
愛知県瀬戸市北浦町４丁目12番地　フレックス瀬戸　101、従前の住所愛知県瀬戸市みずの坂４丁目142番地
債務者　鈴木　恵子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６０号
青森市筒井１丁目10番10号
債務者　成田　一夫
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５３号
神奈川県逗子市桜山５丁目12番３―303号
債務者　高橋有希子（旧姓漁野）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第６９号
神奈川県横須賀市武４丁目15番Ｅ―402号
債務者　小野澤真澄
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１１号
山口市小郡下郷900番地８
債務者　野地　綾乃
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２０号
山口市黒川498番地５
債務者　千本　弘子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１０９号
大阪市旭区清水４丁目４番20―205号
債務者　松山　勝則
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２３３号
大阪市淀川区新北野３丁目９番14―207号
債務者　岩井由美子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５２６号
大阪市此花区春日出北３丁目４番６―302号
債務者　曽谷　義則
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部